

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月29日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大庭 雅志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
（平成28年10月1日より、東京都千代田区丸の内一丁目8番2号（予定））

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03 - 3212 - 8421

【届出の対象とした募集（売出）東海3県ファンド
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）上限 1兆円
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月1日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の添付文書のうち、「TMA東海3県マザーファンド」（以下、マザーファンドといいます。）の投資信託約款について、確認が不十分であったため、法令の参照条文に誤りがありましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

投資信託約款

平成28年7月30日付で、マザーファンドの投資信託約款第3条を以下の通り変更します。

投資信託約款の新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>信託の目的、金額および追加信託の限度額 第3条 <略></p> <p>委託者は、受託者と合意のうえ金2,000億円または2,000億円相当の他の証券投資信託の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第3項第1号イからハまでに掲げる有価証券のうち、この信託約款において投資が認められているものとし、以下「信託適格有価証券」といいます。）を限度として信託金または信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。</p> <p><略></p> | <p>信託の目的、金額および追加信託の限度額 第3条 <略></p> <p>委託者は、受託者と合意のうえ金2,000億円または2,000億円相当の他の証券投資信託の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券のうち、この信託約款において投資が認められているものとし、以下「信託適格有価証券」といいます。）を限度として信託金または信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。</p> <p><略></p> |